

# 監査結果報告書

---

令和 2 年度（2020 年度）No.2

---

定期監査（中期）  
公の施設の指定管理者監査  
出資団体監査

旭川市監査委員

旭 監 第 57 号  
令和2年12月16日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	安 田 佳 正 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	黒 蕨 真 一 様
旭 川 市 農 業 委 員 会 会 長	鈴 木 剛 様

旭 川 市 監 査 委 員	田 澤 清 一
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	門 間 節 子
旭 川 市 監 査 委 員	松 田 宏

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象	1
(1) 対象事務	1
(2) 対象部局及び対象期間	1
2 監査の着眼点	2
3 監査の実施内容	3
(1) 実施期間	3
(2) 実施方法	3
4 監査の結果	3

## 第 2 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象等	10
2 監査の着眼点	10
3 監査の実施内容	11
(1) 実施期間	11
(2) 実施方法	11
4 監査の結果	11

## 第 3 出資団体監査

1 監査の対象等	14
2 監査の着眼点	14
3 監査の実施内容	15
(1) 実施期間	15
(2) 実施方法	15
4 監査の結果	15
(資 料) 1 監査対象団体の概要	17
2 正味財産増減計算書	22
3 貸借対照表	24

# 第 1 定期監査（財務監査）

## 1 監査の対象

### (1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- ア 収入に関する事務のうち、使用料及び手数料、土地、建物等の貸付け並びにその他収入に関する事務
- イ 支出に関する事務のうち、土地、建物等の借上げに関する事務
- ウ 契約に関する事務のうち、使用料及び手数料、土地、建物等の貸付け及び借上げ並びにその他収入に関する事務
- エ 財産管理に関する事務のうち、土地、建物等の貸付け及び借上げに関する事務
- オ 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務

### (2) 対象部局及び対象期間

対 象 部 局	使用料及び手数料に関する事務	土地、建物等の貸付けに関する事務	土地、建物等の借上げに関する事務	その他収入に関する事務	小・中学校に関する事務		対象期間
					経理事務	財産管理等に関する事務	
地域振興部	○	○	○	○	—	—	令和2年 4月1日 ～ 令和2年 7月31日
福祉保険部	○	○	○	○	—	—	
子育て支援部	○	○	○	○	—	—	
保健所	○	—	○	—	—	—	
経済部	○	○	○	○	—	—	
観光スポーツ交流部	○	—	○	○	—	—	
消防本部	○	○	○	○	—	—	
学校教育部	○	○	○	○	○ (※1)	○ (※2)	
社会教育部	○	○	○	○	—	—	
農業委員会事務局	○	—	○	—	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」，ない部局は「—」で表示

※1 対象校は、正和小学校、新町小学校、旭川第1小学校、西御料地小学校、西神楽中学校及び愛宕中学校

※2 対象校は、高台小学校、雨紛小学校、富沢小学校、神楽中学校、忠和中学校及び神居中学校

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 使用料及び手数料に関する事務

- ア 調定額の算定は適正か。
- イ 調定の時期及び手続は適正か。
- ウ 納期限の設定は適切か。
- エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- オ 督促は適時、かつ適正に行われているか。
- カ 減免の理由及び手続は適正か。

(2) 土地、建物等の貸付けに関する事務

- ア 法令等に基づき貸付事務が行われているか。
- イ 申請、協議、契約等の事務処理は適正か。
- ウ 調定額の算定は適正か。
- エ 調定の時期及び手続は適正か。
- オ 納期限の設定は適切か。
- カ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- キ 督促は適時、かつ適正に行われているか。
- ク 減免の理由、手続及び金額は適正か。
- ケ 貸付けの理由、期間等は適切か。
- コ 貸付条件は遵守されているか。

(3) 土地、建物等の借上げに関する事務

- ア 法令等に基づき借上事務が行われているか。
- イ 申請、協議、契約等の事務処理は適正か。
- ウ 借上料の積算は適正か。
- エ 借上料の支出は適正な時期に行われているか。
- オ 借上げの理由、期間等は適切か。

(4) その他収入に関する事務

- ア 調定額の算定は適正か。
- イ 調定の時期及び手続は適正か。
- ウ 納期限の設定は適切か。

- エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
  - オ 督促は適時、かつ適正に行われているか。
- (5) 小・中学校に関する事務
- ① 経理事務
    - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
    - イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
    - ウ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
    - エ 支出負担行為に係る債務を確認した上で支出しているか。
  - ② 財産管理等に関する事務
    - ア 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。
    - イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
    - ウ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
    - エ 敷地境界が明確になっているか。
    - オ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。
    - カ 修繕が必要なものを把握しているか。
    - キ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年9月1日から令和2年11月18日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出及び小・中学校に関する事務はおおむね適正に処理されていたが、収入、契約及び財産管理に関する事務について、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

## 地 域 振 興 部

特に指摘事項なし。

## 福 祉 保 険 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (3) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 簡易印刷機の賃貸借契約において、指名競争入札後に落札者から期限までに納品できないとの申出により、指名競争入札の仕様書の機種と別の機種で契約を締結していた。(福祉保険課)

#### (4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

### ○ 意見・要望事項

- ① 特別定額給付金事業に係る執務室の賃貸借変更契約について、追加で借り上げる貸室料の積算や見積書の徴取がないまま契約を締結していることから、契約額の妥当性の判断に当たっては、契約事務手続を再確認し適切な事務執行に努められたい。

## 子 育 て 支 援 部

特に指摘事項なし。

## 保 健 所

特に指摘事項なし。

## 経 済 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 収入に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 工業技術センターの行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について、相手方からの申出により納期限から数か月にわたり納付を猶予しているが、債権に係る記録や書面による督促等、旭川市債権管理マニュアルにおいて必要とされる事務が行われていないことから、債権管理の基本原則となる事項を再確認し徹底することを検討されたい。(産業振興課)

#### (2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (3) 契約に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 中小企業融資事務システム用サーバー等賃貸借契約において、適正に入札が執行され、その場で落札者が決定されたため、速やかに契約締結伺を起案すべきところであるが、入札日から6日後に改めて落札者に文書で決定を通知し、その6日後に契約締結伺を起案するなど、契約締結が遅れている状況があったことから、契約事務手続を再確認し適切に事務処理を行うよう検討されたい。

(経済総務課)

#### (4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

## 観 光 ス ポ ー ツ 交 流 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 総合体育館の行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について、納期限までに納付されないため期限を指定して督促をしなければならないところ催促のみを行い、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっていたものがあつた。(スポーツ課)

- ② 忠和テニスコートの自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について、適用すべき再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を誤ったことにより、1件99円の過大徴収となっていた。(スポーツ課)－改善済

- (2) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務  
特に指摘事項なし。

## 消 防 本 部

### ○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 総合防災センターの行政財産の目的外使用許可及び貸付けに伴う加算料金について、納期限までに納付されないため期限を指定して督促をしなければならないところ催促のみを行い、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっていたものがあつた。(総務課)

- (2) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (3) 契約に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (4) 財産管理に関する事務  
[改善を要するもの]

- ① 防火水槽の設置において、当初は市道の道路管理者に占用許可を受けたものの、その後更新手続をしていないものがあつた。(警防課)－改善済

[検討を要するもの]

- ① 防火水槽の設置において、官公庁以外の相手方から無償で借り上げている土地に関して、所有者との間で取り交わした書類は、防火水槽が存続する限り借上げが継続する内容となっているが、その後の所有者の状況確認を行っていないことから、紛争を未然に防ぐためにも、定期的に状況を確認するなど、必要な措置を講ずるよう検討されたい。(警防課)

学 校 教 育 部
-----------

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (2) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (3) 契約に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (4) 財産管理に関する事務  
特に指摘事項なし。
- (5) 小・中学校に関する事務  
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 神居中学校の教員住宅跡地について、管理が不十分な状態が見受けられたことから、適正な管理を実施するとともに有効活用の方策などを検討されたい。

## 社 会 教 育 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 公民館使用料に係る収入調定書及び納額告知書兼領収証書（納入者保管）を紛失しているものがあつた。（公民館事業課）

[検討を要するもの]

- ① 市民ギャラリー貸出料徴収事務において、貸出料の納期限を数か月超過しているものがあつたことから、適正に納付している利用者の不公平感が生じるのではないよう、未納者に対する督促や納期限猶予の仕組み、未納に伴う利用承認の取消し等の方法を検討されたい。（文化振興課）

#### (2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (3) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 彫刻美術館業務用電話機賃貸借契約において、契約内容の一部である保守業務について、当該契約締結後に、相違点があるにもかかわらず、相手方指定の契約書式に基づき重複して契約を締結していた。（文化振興課）

#### (4) 財産管理に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 2か年にわたる行政財産の目的外使用許可において、初年度に全期間分の使用料を相手方に納付させていたものがあつた。（文化振興課）

### ○ 意見・要望事項

- ① 新庁舎建設工事に使用する水は、旭川市民文化会館の水道水を使用することとされ、社会教育部が工事で発生する水道料金の収入・支出事務を行っているが、その目的や内容、意思決定の過程などについての起案処理がなされていなかった。このような事務事業を行うに当たっては、文書により執行の根拠を明らかにする必要があることから、改めて、意思決定の内容等を文書として整理するなど、適正な事務処理に努められたい。

- ② 使用料徴収事務において、納入通知書に納期限を記載していないものや、行政財産使用料変更に際して、変更許可通知書を発行していないものなど複数の不備が見受けられたことから、事務処理に当たっては適正かつ遺漏のないよう努められたい。

農業委員会事務局

特に指摘事項なし。

## 第 2 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、公の施設の指定管理を行っている団体のうち、担当部に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	特定非営利活動法人 旭川障害者連絡協議会
対象施設	旭川市障害者福祉センター
監査の対象事務	令和元年度における施設管理に係る出納その他の事務
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
委託金額	令和元年度 136,288,000円
所管部局	福祉保険部
利用料金制	適用あり

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 団体関係

- ア 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。  
また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。
- オ 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- カ 行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ク 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ケ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- コ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との

会計区分は明確になっているか。

サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備，記帳は適正になされているか。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は，法，条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は適正，公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。

ク 本来，市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。

ケ 指定管理者制度の採用により，効率的な管理，運営を図られ，利用促進が働くものとなっているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年9月1日から令和2年11月18日まで

(2) 実施方法

対象施設の所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき，公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し，主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務が適正に執行されているかどうかについて，監査の着眼点を踏まえ，試査による関係帳簿及び書類の照合，関係職員への質問，実査等，必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果，次のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては，指摘等を受けたことに十分留意しながら，より適正な管理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 基本協定書では、管理運営に係る会計は独立した区分経理を行わなければならないとされているが、経費の収支状況の報告において、指定管理業務ではない支出として福利厚生費50,400円分の支出があり、区分経理が適切に行われていなかった。

[検討を要するもの]

- ① 指定管理業務に従事する職員の労働条件については、指定管理者が就業規則を定めているが、パート職員の時間給や夏季・冬季手当の支給額の算定基準のほか、年次有給休暇、特別有給休暇の取扱いについて実態と異なっているものがあったことから、必要な見直しを検討されたい。

(2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 指定管理者に貸与している物品に、所在不明のものや使用不能のものがあったほか、市に帰属させるべき物品について、その手続を行っていないものがあったことから、必要な措置を講じるとともに貸与物品等の管理を徹底されたい。

○ 意見・要望事項

(1) 所管部局（福祉保険部）に関する事項

- ① 暫定公共駐車場の管理について、障害者福祉センターの利用者が主に利用することから、当該センターの指定管理業務とされてきたが、令和2年10月に一定の整備を終えたことを契機に、今後の駐車場の目的、利用形態を踏まえて、適切な維持管理方法や指定管理業務との関係を明確にするよう検討し、よりよい施設運営となるよう努められたい。

- ② 指定管理業務に係る経費の収支状況では、区分経理が適正に行われていなかったほか、法人が指定管理業務の一部を行う場合に負担する経費の算定根拠が明確にされておらず、予算に対する収支も判然としないものとなっていることから、会計の透明性を確保するとともに管理経費の適正性をより高めるため、毎年度事業開始前に収支予算書の提出を求めるなど、収支状況に計上されている経費の内

容等を十分に把握し，必要に応じて指導，助言するよう努められたい。

- ③ 基本協定書に基づく事業報告書について，利用料金収入で書類間の整合がとれていなかったほか，指定管理者が行った設備の保守点検業務等について記載を求めていなかったことから，事業報告書の記載事項を整理するなど履行確認の方法を見直すよう検討されたい。

## 第 3 出 資 団 体 監 査

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成28年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対 象 団 体	一般財団法人 旭川産業創造プラザ
資 本 金 等	1,175,200,000円
市 出 資 額	1,160,100,000円（市出資割合98.7%）
所 管 部 局	経済部

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 団体関係

- ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- イ 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。
- ウ 経営成績及び財政状態は良好か。
- エ 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- オ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- カ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- キ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ク 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ケ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。
- コ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- サ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- シ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

(2) 所管部局関係

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

ウ 出資金等の支出手続は適正か。

エ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

オ 増、減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

カ 有価証券の保管は良好か。

キ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年9月1日から令和2年11月18日まで

(2) 実施方法

資本金等を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、次のとおり事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

今後とも指摘等を受けたことに十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 人材育成助成事業において、人材育成助成事業実施要領では助成金の額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とするものとなっているが、端数を切り捨てずに支出したため、630円及び690円の過支給が生じているものがあった。

[検討を要するもの]

- ① ものづくり応援・人材育成事業において、セミナー等の講師への謝金のうち、専門家等謝金規程第3条ただし書を適用したものについて、規定の上限額を超える理由等が記載されていないものがあったことから、支出額の根拠を明確にするよう事務手続を検討されたい。
- ② 当財団の財務規程では、勘定科目は公益法人会計基準に準拠するものとされているが、字句の誤りや必要な科目がないといった不備が見受けられることから、同規程の内容の整備を検討するとともに、立替払の根拠や運用の明確化を図られたい。

(2) 所管部局（経済部）に関する事項

特に指摘事項なし。

## 一般財団法人旭川産業創造プラザの概要

### 1 設立目的及び事業内容

#### (1) 設立目的

この法人は、地域産業の高度化につながる研究開発、企業が行う研究開発及び人材育成等に対する支援に関する事業を行うことにより、旭川市を中心とする道北地域の産業高度化を促進し、もって地域の生活文化に立脚した産業の創造及び活力ある地域経済の創出に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業内容

- ア 新製品、新事業の研究開発に対する支援及びその成果の普及
- イ 地域産業の担い手となる人材の育成
- ウ 企業が行う研究開発及び人材育成に必要な資金の助成
- エ 産学官連携及び異業種交流の推進
- オ 企業の経営指導及び育成支援
- カ 地域の技術や資源を活用した新産業創出の推進
- キ 地域産業の高度化に関する調査研究及びその成果の普及
- ク 旭川リサーチセンターの施設賃貸及び運営管理
- ケ 旭川食品産業支援センター事業の管理運営
- コ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 2 基本金

1,175,200千円（うち旭川市出資相当分1,160,100千円，出資率98.7%）

### 3 役職員数（令和2年3月31日現在）

- 理事 8人（うち理事長1人，副理事長2人，専務理事1人，常務理事1人）
- 監事 2人
- 評議員 8人
- 職員 13人（事務局長1人（常務理事兼務），総務管理グループ3人，企業支援グループ5人，食クラスター推進グループ4人）

### 4 施設の概要

所 在		敷 地 面 積	延 床 面 積	
旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号		10,315.70㎡	5,535.24㎡	
構 造		駐車場の収容台数		
鉄筋コンクリート造陸屋根・鉄骨造ステンレス鋼板葺 地下1階付2階建		乗用車93台，身障者2台		
貸 室	フロア	室 名	面 積	収容人員
	1階	スタジオ	227.52㎡	48名 40名 24名
2階	研修室	108.81㎡		
	交流サロン	127.45㎡		
	会議室	66.92㎡		
イン キ ュ ベ ー ト ル ー ム	1階	工芸センター 1,900.55㎡ スタッフルーム 50.80㎡	情報処理室の一部 8.00㎡	
	2階	1号室72.10㎡，2号室51.40㎡，3号室a 30.80㎡，3号室b 19.30㎡， 4号室83.10㎡，5号室95.90㎡，A号室17.60㎡，B号室33.50㎡， D号室13.50㎡，E号室の1 18.70㎡，E号室の2 23.20㎡， F号室45.30㎡		

5 令和元年度の事業実績

区分	事業項目	事業実績等
1 ものづくり支援事業		
	(1) 研究開発助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ型（夢づくりものづくり支援事業） 支援事業：9件</li> <li>・Ⅲ型（地域密着創出支援事業） 支援事業：2件</li> </ul>
	(2) 販路拡大支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第33回ビジネスEXPO出展 出展企業：7団体</li> </ul>
	(3) 道北ものづくり応援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道北地域企業訪問等 宗谷地区：10回（31日間） 留萌地区：22回（23日間） 名寄士別地区：13回（14日間） 富良野地区：13回（14日間）</li> <li>・連携会議の開催 宗谷地区：5月13日 留萌地区：5月20日 名寄士別地区：名寄市5月22日 士別市6月6日 富良野地区：5月21日</li> </ul>
	(4) 補助金等申請支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 相談対応41社，申請書支援20社，採択13社</li> <li>・その他補助制度及び表彰制度支援</li> </ul>
	(5) 地域企業生産性向上事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域訪問・指導相談の実施 訪問企業：37件</li> <li>・専門家派遣等個別相談の実施 訪問企業：3件</li> <li>・先端技術・機械の情報収集の実施</li> <li>・旭川高専との共同研究実施 支援企業：1件</li> </ul>
2 人材育成事業		
	(1) 人材育成助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣研修事業 採択：2件</li> </ul>
	(2) ものづくり応援・人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン×経営セミナー 3回開催（合計参加者数：557名）</li> <li>・モノづくり×デザイン×経営セミナー （参加者数：40名）</li> <li>・プレスリリース活用セミナー （参加者数：34名）</li> </ul>

区分	事業項目	事業実績等
3 新産業創出支援事業		
	(1) 産学官連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端技術を活用したスマート農業システムの開発</li> <li>・先端技術を活用した原木識別システムの開発</li> </ul>
	(2) 先進情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内外で開催される催しへの参加による、先進情報の収集</li> <li>大阪農業EXPO</li> <li>道総研工業試験場技術移転フォーラム</li> <li>FOOM JAPAN 2018</li> <li>札幌デジタルイノベーション2019</li> <li>他19件</li> </ul>
4 経営指導・企業育成事業		
	(1) あさひかわBizCafe事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あさひかわBizCafeの開催（参加者数）</li> <li>第1回（16名） 第2回（17名）</li> <li>第3回（10名） 第4回（13名）</li> <li>第5回（8名） 第6回（17名）</li> <li>第7回（9名） 第8回（40名）</li> <li>第9回（21名） 第10回（13名）</li> <li>第11回（16名）</li> </ul>
	(2) どうほくBizCafe事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どうほくBizCafeの開催（参加者数）</li> <li>稚内開催</li> <li>第1回（9名） 第2回（7名）</li> <li>名寄・士別開催</li> <li>第1回士別（3名） 第2回名寄（2名）</li> <li>富良野開催</li> <li>第1回（5名） 第2回（3名）</li> <li>留萌開催</li> <li>第1回（7名） 第2回（6名）</li> <li>第3回（5名） 第4回（5名）</li> </ul>
	(3) わかものBizCafe事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかものBizCafeの開催（参加者数）</li> <li>第1回（8名） 第2回（75名）</li> </ul>
	(4) 道北ビジネスプランコンテスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募件数：14件</li> <li>・一次審査通過件数：5件</li> <li>・二次審査</li> <li>開催日：2月1日</li> <li>場所：旭川市大雪クリスタルホール</li> <li>参加者：128名</li> <li>受賞者：3者（最優秀賞，優秀賞，来場者賞）</li> </ul>
	(5) インキュベートルーム入居者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インキュベートルーム実績</li> <li>ルーム数：13室（空室1）</li> <li>シェアオフィス入居者：9者</li> <li>・入居企業との交流会開催</li> <li>開催回数：4回</li> </ul>

区分	事業項目	事業実績等
	(6) 宗谷周辺地域知財アドバイザー業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産権の説明及び申請等の相談窓口の案内等 対応件数：51件</li> </ul>
	(7) 知財サテライトの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)北海道発明協会を事業実施者としたサテライトの設置 利用件数：4件</li> </ul>
5 広報事業		
	(1) 地域活性化フォーラムin富良野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 食品表示セミナー 参加者：17名</li> <li>・第2回 HACCP導入セミナー 参加者：38名</li> </ul>
	(2) 旭川ものづくり総合支援センター成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者：121名</li> </ul>
	(3) 一般広報事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット及びホームページ，SNSの更新等</li> <li>・FMりべる「週刊ラジオマガジン産プラネット」での広報</li> <li>・メールマガジンAMM（第428～445号）の発行</li> <li>・視察研修等 6回開催（参加者：計118名）</li> <li>・講演・研修会の講師派遣 4回派遣</li> </ul>
6 交流促進事業		
	(1) 旭川ICT協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会・総会</li> <li>・総会後のセミナー開催（参加者：24名）</li> </ul>
	(2) 旭川SOHO協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会</li> <li>・定例会（2か月に1回）</li> </ul>
7 食クラスター推進事業		
	(1) 商品開発支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トマト加工品等の改良及び製造ライン改善，並びにHACCP対応</li> <li>・えび及びタコを用いた商品の開発支援</li> <li>・北海道農産品を用いたピクルス加工品の開発，食品表示及び衛生管理支援</li> <li>・機械開発及びHACCP教育プログラム</li> </ul>

区分	事業項目	事業実績等
	(2) 衛生管理支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場点検及び衛生管理への支援 現地訪問：延べ10事業所</li> <li>・「食品表示セミナー及びHACCPセミナーについて」の開催</li> <li>・「食品表示セミナーについて」の開催</li> </ul>
	(3) 旭川食品産業支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口 相談件数：550件</li> <li>・依頼試験 623検体 1,225項目</li> <li>・セミナー・研修会の開催 9回開催（参加者：計249名）</li> <li>・セミナー等への講師派遣 HACCP関係（4回） 食品表示関係（4回） 人材育成関係（1回） 旭川農業高校（1回）</li> <li>・健康に寄与する食品（高齢者食，介護食等）の開発に向けた支援</li> </ul>
	(4) クラスタープロジェクトの展開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川食品加工協議会 イベント出展への支援 商品開発プロジェクトへの支援 販路拡大・PRへの支援 旭川市内「こども食堂」連携事業への支援</li> <li>・ご当地グルメ普及PR ナイターミニマルシェ開催支援 北の恵み食べマルシェ出店支援</li> <li>・あったか旭川まん推進会議 「食べるたいせつフェスin旭川」への出店 「あったか旭川まんの日」記念イベント開催</li> <li>・旭川しょうゆ焼きそばの会 「旭川しょうゆ焼きそばマルシェ」開催 「北海道ご当地焼きそばラリー2020」</li> </ul>

令和元年度 一般財団法人旭川産業創造プラザ正味財産増減計算書  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[ 11,264,251 ]	[ 11,299,709 ]	[ △ 35,458 ]
基本財産受取利息	11,264,251	11,299,709	△ 35,458
② 事業収入	[ 78,825,633 ]	[ 86,420,932 ]	[ △ 7,595,299 ]
ものづくり支援事業	1,453,000	3,294,000	△ 1,841,000
人材育成事業	1,808,000	2,160,000	△ 352,000
経営指導・企業育成事業	1,694,240	694,240	1,000,000
新産業創出支援事業	1,128,000	5,652,324	△ 4,524,324
施設賃貸事業	72,742,393	74,620,368	△ 1,877,975
③ 受取補助金等	[ 25,212,339 ]	[ 25,837,369 ]	[ △ 625,030 ]
受取地方公共団体補助金	14,658,600	16,556,600	△ 1,898,000
受取民間補助金	1,512,965	0	1,512,965
指定正味財産からの振替額	9,040,774	9,280,769	△ 239,995
④ 受取負担金	[ 828,283 ]	[ 555,556 ]	[ 272,727 ]
受取負担金	828,283	555,556	272,727
⑤ 雑収益	[ 2,448,106 ]	[ 3,467,003 ]	[ △ 1,018,897 ]
受取利息	904,493	1,812,043	△ 907,550
雑収益	1,543,613	1,654,960	△ 111,347
経常収益計	118,578,612	127,580,569	△ 9,001,957
(2) 経常費用			
① 事業費	[ 65,466,380 ]	[ 71,820,338 ]	[ △ 6,353,958 ]
給料手当	5,612,109	5,477,997	134,112
報酬	0	629,639	△ 629,639
法定福利費	291,517	278,736	12,781
旅費交通費	3,346,685	4,900,359	△ 1,553,674
通信運搬費	58,006	790,657	△ 732,651
什器備品費	269,900	0	269,900
消耗品費	1,264,750	1,833,855	△ 569,105
修繕費	2,345,654	1,393,338	952,316
印刷製本費	496,727	573,831	△ 77,104
燃料費	277,323	305,893	△ 28,570
光熱水料費	14,554,922	14,555,695	△ 773
使用料及び賃借料	3,310,774	4,595,150	△ 1,284,376
災害保険料	491,915	461,622	30,293
諸謝金	1,916,587	1,435,015	481,572
租税公課	8,727,115	8,942,743	△ 215,628
負担金	467,355	83,336	384,019
減価償却費	8,588,736	8,816,731	△ 227,995
支払手数料	142,825	168,717	△ 25,892
委託費	6,969,333	10,555,244	△ 3,585,911
広告伝費	824,109	359,260	464,849
交会費	517,570	494,001	23,569
助成金	0	23,519	△ 23,519
助成金	4,992,468	5,145,000	△ 152,532
② 管理費	[ 48,715,196 ]	[ 46,075,148 ]	[ 2,640,048 ]
役員報酬	3,600,000	3,600,000	0
給料手当	20,872,755	20,450,830	421,925
報酬	551,353	0	551,353
法定福利費	9,567,608	9,180,427	387,181
福利厚生費	792,219	778,115	14,104
旅費交通費	852,986	816,777	36,209
通信運搬費	404,804	408,641	△ 3,837

科 目	当年度	前年度	増 減
消 耗 品 費	1,189,503	389,431	800,072
修 繕 費	62,252	0	62,252
印 刷 製 本 費	33,330	59,260	△ 25,930
燃 料 費	5,136	18,930	△ 13,794
光 熱 水 料 費	750,101	772,173	△ 22,072
使 用 料 及 び 賃 借 料	1,286,761	967,672	319,089
災 害 保 險 料	335,576	205,389	130,187
諸 謝 金	507,778	507,778	0
租 税 公 課	1,949,636	2,089,765	△ 140,129
負 担 金	3,422,452	3,197,761	224,691
減 価 却 費	778,410	790,410	△ 12,000
支 払 手 数 料	73,828	120,672	△ 46,844
委 託 費	1,574,671	1,469,775	104,896
広 告 宣 伝 費	10,000	10,000	0
交 際 費	60,953	174,686	△ 113,733
会 費	33,084	66,656	△ 33,572
経常費用計	114,181,576	117,895,486	△ 3,713,910
評価損益等調整前当期経常増減額	4,397,036	9,685,083	△ 5,288,047
投資有価証券評価損益等	△ 3,487,938	△ 805,244	△ 2,682,694
投資有価証券評価損益等	△ 3,487,938	△ 805,244	△ 2,682,694
評 価 損 益 等 計	△ 3,487,938	△ 805,244	△ 2,682,694
当 期 経 常 増 減 額	909,098	8,879,839	△ 7,970,741
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
受 取 寄 附 金 振 替	3,527,332	849,650	2,677,682
経常外収益計	3,527,332	849,650	2,677,682
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	3,527,332	849,650	2,677,682
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	4,436,430	9,729,489	△ 5,293,059
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	177,906,135	168,176,646	9,729,489
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	182,342,565	177,906,135	4,436,430
II 指定正味財産増減の部			
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	[ △ 12,568,106 ]	[ △ 10,130,419 ]	[ △ 2,437,687 ]
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 12,568,106	△ 10,130,419	△ 2,437,687
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	△ 12,568,106	△ 10,130,419	△ 2,437,687
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	1,058,544,788	1,068,675,207	△ 10,130,419
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	1,045,976,682	1,058,544,788	△ 12,568,106
III 正味財産期末残高	1,228,319,247	1,236,450,923	△ 8,131,676

注) 本表は、当法人の財務諸表から抜粋したものである。

<資料3>

令和元年度 一般財団法人旭川産業創造プラザ貸借対照表  
令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	833,498,848	28,833,649	804,665,199
未収金	16,268,661	23,624,672	△ 7,356,011
貯蔵品	618,442	1,334,831	△ 716,389
前払費用	175,874	207,222	△ 31,348
流動資産合計	850,561,825	54,000,374	796,561,451
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
現金預金	63,402,502	54,361,728	9,040,774
建物付属設備	261,042,610	269,478,219	△ 8,435,609
構築物	3,912,165	4,517,330	△ 605,165
機械装置	3	3	0
器具	1	1	0
工具	21	21	0
投資有価証券	699,911,698	699,911,698	0
基本財産合計	1,028,269,000	1,028,269,000	0
(2) 特定資産			
修繕積立資産現金預金	12,000,000	12,000,000	0
特定資産合計	12,000,000	12,000,000	0
(3) その他固定資産			
機械装置	1,147,700	1,474,072	△ 326,372
什器備品	5	5	0
電話加入権	452,352	452,352	0
投資有価証券	47,524,502	851,584,139	△ 804,059,637
出資債権	500	500	0
その他固定資産合計	49,125,059	853,511,068	△ 804,386,009
固定資産合計	1,089,394,059	1,893,780,068	△ 804,386,009
資産合計	1,939,955,884	1,947,780,442	△ 7,824,558
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	9,995,744	9,329,079	666,665
前受金	610,545	745,185	△ 134,640
預り金	1,019,128	1,255,255	△ 236,127
仮受金	11,220	0	11,220
流動負債合計	11,636,637	11,329,519	307,118
2. 固定負債			
長期借入金	700,000,000	700,000,000	0
固定負債合計	700,000,000	700,000,000	0
負債合計	711,636,637	711,329,519	307,118
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
地方公共団体寄附金	990,436,232	999,359,476	△ 8,923,244
旭川市出捐金	42,016,568	45,543,900	△ 3,527,332
民間寄附金	13,523,882	13,641,412	△ 117,530
指定正味財産合計	1,045,976,682	1,058,544,788	△ 12,568,106
(うち基本財産への充当額)	( 964,954,530 )	( 973,995,304 )	( △ 9,040,774 )
2. 一般正味財産			
一般正味財産	182,342,565	177,906,135	4,436,430
(うち基本財産への充当額)	( 63,314,470 )	( 54,273,696 )	( 9,040,774 )
(うち特定資産への充当額)	( 12,000,000 )	( 12,000,000 )	( 0 )
正味財産合計	1,228,319,247	1,236,450,923	△ 8,131,676
負債及び正味財産合計	1,939,955,884	1,947,780,442	△ 7,824,558

注) 本表は、当法人の財務諸表から抜粋したものである。